主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は単なる訴訟法違反、事実誤認の主張を出でないものであつて、「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 岩 | 松 | Ξ | 郎 |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官    | 真 | 野 |   | 毅 |
| 裁判官    | λ | 江 | 俊 | 郎 |